（文例１）

従業員の賃金の引上げを検討している事業主の皆様へ。

「業務改善助成金」は、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、生産性を向上するための設備投資などを行う中小企業・小規模事業者の皆様にその設備投資等に要した費用の一部を助成するものです。設備投資には機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練を含みます。本助成金について、厚生労働省は令和５年８月31日から従来の制度に対し、対象事業場の拡大（事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内から50円以内とする）、助成率区分の見直し、また、事業場規模50人未満の事業者に限り賃金引き上げ後の申請を可能とする支援拡充を図りました。事業場内最低賃金の引上げを実施または今後、検討している場合は本助成金をご活用ください。詳細は厚生労働省のホームページをご覧いただく他、業務改善助成金コールセンター 0120‐366‐440(平日8:30－17:15)までお問い合わせください。本助成金の申請期限は令和6年1月31日で、申請先は茨城労働局助成金事務センター（水戸市桜川2-5-7MシティビルⅢ１階：029₋246₋6371）です。なお、予算の範囲内で助成金の交付をするため、申請期限内に募集を終了する場合があります。

（文例２）

従業員の賃金引上げを検討中の事業主の皆様へ

「業務改善助成金」は、設備投資により生産性を向上させ、事業場内最低賃金の引き上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。令和5年8月31日から、対象事業場の拡大、助成率区分の見直し、また、事業場規模50人未満の事業者に限り賃金引き上げ後の申請を可能とする支援拡充を行っています。事業場内最低賃金の引上げに合わせて本助成金の活用をご検討ください。詳しくは、業務改善助成金コールセンター 0120‐366‐440(平日8:30－17:15)にお問い合わせください。

(文例３)

賃金引上げを検討中の事業主の皆様へ

【業務改善助成金】設備投資などにより生産性を向上させ事業場内最低賃金の引き上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。厚生労働省は令和５年８月31日から従来の制度に対し、対象事業場の拡大（事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内から50円以内とする）、助成率区分の見直し、また、事業場規模50人未満の事業者に限り賃金引き上げ後の申請を可能とする拡充等を行っています。事業場内最低賃金の引上げに合わせて本助成金の活用をぜひご検討ください。

【助成額】申請コースごとに定める引上げ額以上に事業場内最低賃金を引き上げた場合、生産性向上のための設備投資等にかかった費用に助成率を乗じて算出した額を助成します。申請コースごとに、賃金引上げ額、引き上げる労働者数により助成の上限額（30万円から最大で600万円）が定められています。

【活用事例】POSレジシステム導入による在庫管理の短縮、リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮、顧客・在庫・帳票管理システムの導入による業務の効率化、専門家のコンサルティングによる業務フロー見直しによる顧客回転率の向上などの他、人材育成・教育訓練も助成対象となります。

【問い合わせ先】業務改善助成金コールセンター0120‐366‐440(平日8:30－17:15)